

第7期知多北部広域連合介護保険事業計画 《概要版》

(平成30年度～平成32年度)

知多北部広域連合の第7期介護保険事業計画を策定しました。

平成37年(2025年)を見据え、高齢者を取り巻く社会状況の変化に対応する新しい計画です。

1 計画の背景

平成25年の平均寿命と健康寿命との差、つまり、何らかの支援を要する期間は、男性は9年、女性は12年あります。平成37年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、知多北部広域連合においても、高齢者数がピークとなり、超高齢社会を迎えます。こうした背景を踏まえ、第5期及び第6期介護保険事業計画に明記された地域包括ケアシステムについて、より深化・推進していくことに重点を置き、第7期介護保険事業計画を策定しました。

2 計画の目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、東海市、大府市、知多市、東浦町の関係市町が連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」実現の一翼を担うことを目的として、次の目標を掲げました。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える平成37年度の介護サービス・給付・保険料の水準を推計することで、中長期的な視野に立ち、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの段階的な充実をはじめとした施策の展開を推進します。第7期介護保険事業計画では、この地域包括ケアシステムをより深化・推進していくことに重点を置きます。

(2) 在宅サービス・施設サービスの方向性

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、在宅サービスの充実を図ります。また、施設サービスについては、特別養護老人ホームの特例入所に係る国の指針にあるように、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い人が入所しやすくなるよう、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能の重点化を図るとともに、入所の判断について、透明かつ公平な運用に努めます。

(3) 介護予防サービス・生活支援サービスの整備

日常生活を送る上で支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、関係市町や福祉法人・福祉団体などのほか、ボランティアやNPOなどの多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化を図ります。

また、高齢者自らが社会参加し、役割を感じ、地域の中で居場所を見出せる施策を地域主体で取り組む体制を支援します。

(4) 在宅医療・介護の連携と認知症施策の推進

医療と介護の緊密なネットワークを構築することにより、効率的、効果的で、きめ細かなサービスの提供を図ります。そのためにICT（情報通信技術）の基盤整備等を推進します。また、認知症の早期発見・早期対応や、認知症に関する知識の普及・啓発、見守りなどの生活支援の充実を推進し、認知症の人とその家族が、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは、保健・医療・介護などのサービスが提供される場所でもあります。高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

3 高齢者を取り巻く現状と推計

広域連合内の高齢化率は、平成29年10月1日現在23.1%ですが、平成32年には24.3%、平成37年には24.7%と、高齢化が一層進むと推測されます。

また、要介護認定者数については、近年では約12,500人で推移していますが、平成37年には約14,500人になると推計されます。

(1) 人口推計（各年 10 月 1 日現在）

区 分		平成 27 年 (国勢調査)	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	人数	334,948 人	335,954 人	336,290 人	336,625 人	335,296 人
	増減率	-	0.3%	0.4%	0.5%	0.1%
年少人口 (0~14 歳)	人数	50,589 人	49,157 人	48,676 人	48,199 人	45,149 人
	増減率	-	-2.8%	-3.8%	-4.7%	-10.8%
生産年齢人口 (15~64 歳)	人数	207,940 人	207,112 人	206,839 人	206,562 人	207,382 人
	増減率	-	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.3%
高齢者人口 (65 歳以上)	人数	76,419 人	79,685 人	80,775 人	81,864 人	82,765 人
	増減率	-	4.3%	5.7%	7.1%	8.3%
前期高齢者人口 (65~74 歳)	人数	43,284 人	41,597 人	41,034 人	40,472 人	33,273 人
	増減率	-	-3.9%	-5.2%	-6.5%	-23.1%
後期高齢者人口 (75 歳以上)	人数	33,135 人	38,088 人	39,741 人	41,392 人	49,492 人
	増減率	-	14.9%	19.9%	24.9%	49.4%

※ 増減率は平成 27 年国勢調査を基準とした各年の伸び率

(2) 認定者数の推計（各年 10 月 1 日現在）

区 分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
要支援 1	1,257 人	1,269 人	1,236 人	1,197 人	1,284 人
要支援 2	2,062 人	2,083 人	2,158 人	2,235 人	2,687 人
要介護 1	2,287 人	2,241 人	2,204 人	2,155 人	2,500 人
要介護 2	2,527 人	2,607 人	2,729 人	2,851 人	3,438 人
要介護 3	1,755 人	1,744 人	1,737 人	1,718 人	1,991 人
要介護 4	1,407 人	1,415 人	1,483 人	1,552 人	1,990 人
要介護 5	1,113 人	1,104 人	1,085 人	1,061 人	1,177 人
計	12,408 人	12,463 人	12,632 人	12,769 人	15,067 人
増減率	-	0.4%	1.8%	2.9%	21.4%

※ 増減率は平成 29 年を基準とした各年の伸び率

(3) 日常生活圏域

日常生活圏域は、住民が日常生活を営む地域としての諸条件を総合的に勘案し設定され、地域の実情に応じて均衡のとれたサービス提供が行われるように定められます。地域包括ケアシステムの構築も、この日常生活圏域を単位に推進するよう示されていることから、第 6 期介護保険事業計画の 7 圏域から 17 圏域に細分化します。

市町名	圏 域	区 域
東海市	名 和	緑陽小学校区、名和小学校区
	荒 尾	渡内小学校区、平洲小学校区
	富木島	明倫小学校区、富木島小学校区、船島小学校区
	横須賀	大田小学校区、横須賀小学校区
	加木屋	加木屋小学校区、三ツ池小学校区、加木屋南小学校区
大府市	大府中	大府自治区、横根自治区、北崎自治区
	大府北	横根山自治区、共和東自治区
	大府西	石ヶ瀬自治区、共和西自治区、長草自治区
	大府南	吉田自治区、森岡自治区
知多市	八 幡	八幡中学校区
	中 部	中部中学校区
	東 部	東部中学校区
	知 多	知多中学校区
	旭 南	旭南中学校区
東浦町	東浦中	東浦中学校区
	北部中	北部中学校区
	西部中	西部中学校区

【条件】

- 1 関係市町ごとの地理的条件、交通事情その他の社会的条件を考慮する
- 2 中学校区又は小学校区等の組み合わせを基本とする

4 施設整備計画

広域連合における計画期間中の施設整備による供給見込量は、次のとおりです。

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設サービス	介護老人福祉施設	施設数	1 か所	
		定員	130 人	
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護	施設数		2 か所
		定員		36 人
居宅系サービス	認知症対応型通所介護	施設数	1 か所	
		定員	10 人	
合 計		施設数	1 か所	2 か所
		定員	130 人	10 人

※ 介護老人福祉施設の平成 30 年度 1 か所 130 人は、1 施設 120 人新設及び 1 施設 10 人増床を予定

5 サービスの利用見込量

(1) 居宅サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	1,345 人	1,348 人	1,341 人	1,493 人
訪問入浴介護	157 人	167 人	178 人	203 人
訪問看護	1,048 人	1,124 人	1,196 人	1,473 人
訪問リハビリテーション	43 人	43 人	47 人	62 人
居宅療養管理指導	1,259 人	1,328 人	1,392 人	1,672 人
通所介護	2,505 人	2,527 人	2,552 人	3,152 人
通所リハビリテーション	880 人	955 人	1,035 人	1,304 人
短期入所生活介護	713 人	703 人	688 人	852 人
短期入所療養介護（老健）	74 人	70 人	62 人	69 人
短期入所療養介護（病院等）	7 人	9 人	11 人	12 人
福祉用具貸与	3,252 人	3,325 人	3,380 人	4,175 人
特定福祉用具購入費	74 人	75 人	78 人	96 人
住宅改修費	44 人	40 人	38 人	48 人
特定施設入居者生活介護	328 人	305 人	282 人	327 人
合 計	11,729 人	12,019 人	12,280 人	14,938 人

(2) 地域密着型サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 人	3 人	3 人	3 人
夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	0 人	0 人
認知症対応型通所介護	125 人	114 人	116 人	138 人
小規模多機能型居宅介護	161 人	180 人	199 人	244 人
認知症対応型共同生活介護	273 人	276 人	311 人	376 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	34 人	36 人	40 人	54 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	115 人	115 人	115 人	145 人
看護小規模多機能型居宅介護	0 人	0 人	0 人	0 人
地域密着型通所介護	874 人	944 人	1,019 人	1,527 人
合 計	1,585 人	1,668 人	1,803 人	2,487 人

(3) 施設サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	1,093 人	1,153 人	1,213 人	1,495 人
介護老人保健施設	763 人	763 人	763 人	818 人
介護医療院	0 人	7 人	13 人	59 人
介護療養型医療施設	34 人	24 人	13 人	
合 計	1,890 人	1,947 人	2,002 人	2,372 人

(4) 介護予防サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問入浴介護	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防訪問看護	377 人	486 人	593 人	754 人
介護予防訪問リハビリテーション	27 人	39 人	51 人	66 人
介護予防居宅療養管理指導	183 人	239 人	299 人	388 人
介護予防通所リハビリテーション	438 人	567 人	702 人	907 人
介護予防短期入所生活介護	50 人	65 人	82 人	106 人
介護予防短期入所療養介護（老健）	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防福祉用具貸与	1,227 人	1,438 人	1,656 人	2,143 人
特定介護予防福祉用具購入費	54 人	68 人	86 人	114 人
介護予防住宅改修	46 人	55 人	64 人	80 人
介護予防特定施設入居者生活介護	80 人	99 人	120 人	156 人
合 計	2,482 人	3,056 人	3,653 人	4,714 人

(5) 地域密着型介護予防サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防小規模多機能型居宅介護	16 人	16 人	19 人	25 人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	16 人	16 人	19 人	25 人

(6) 居宅介護支援・介護予防支援

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅介護支援	5,273 人	5,353 人	5,348 人	6,270 人
介護予防支援	2,329 人	2,571 人	2,825 人	3,328 人
合 計	7,602 人	7,924 人	8,173 人	9,598 人

6 地域支援事業

地域支援事業として、次の事業に取り組んでいきます。

(1) 一般介護予防事業

被保険者が住み慣れた地域において自立した日常生活が送れるように、要介護状態等とならないよう、あるいは要介護状態等からの回復へ向けた取組みとして、今後も、積極的に一般介護予防事業を推進していきます。なお、一般介護予防事業は、関係市町が、地域の実情に応じて必要な事業を選択し実施します。

(2) 介護給付等費用適正化事業

「厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件」に規定されている主要5事業を継続し、適切な介護サービスを確保し、適正な保険給付を維持することで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築していきます。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

関係市町において、引き続き関係機関の連携体制の強化を図り共通基盤となる情報システムを導入していきます。

また、この連携体制を構築していく上で必要な、地域内の医療・介護サービス資源の把握や情報共有への支援、あるいは地域住民への普及啓発等といった課題については、関係市町それぞれの地域の実情に応じて調整・実施していきます。

(4) 認知症総合支援事業

関係市町では、「認知症になっても暮らし続けることができるまち」を目指し、高齢者の状態像や認知症に着目した社会資源の利用状況を把握するとともに、要介護認定データ等の情報に基づいて認知症ケアパスなどの政策を実施しています。

広域連合では、関係市町で検討された認知症に関する諸問題についても、さらに検討を加えながら、地域での生活を支える介護サービスの構築に向けサービスの供給量などを調整し、整備していきます。

また、認知症施策の推進に向け、関係市町における早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームの充実や地域ケア会議の定着を進め、地域での日常生活・家族の支援の強化に向けては、認知症地域支援推進員の活用推進とともに、認知症サポーター養成事業や認知症カフェの普及などにより、認知症の人と介護している家族等への支援を推進していきます。

(5) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAについては広域連合が実施し、訪問型サービスB、訪問型サービスC、訪問型サービスD、通所型サービスB及び通所型サービスCについては関係市町が地域の実情に応じて、必要なサービスを選択し提供することとしています。

(6) 生活支援体制整備事業

① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進するため、サービス提供主体間や関係者間の連絡体制づくりのほか、地域の状況に応じたサービスの需要と供給の調整、元気な高齢者をはじめ、サービスの担い手の養成と、彼らが活動する場の確保等の資源開発という課題に取り組んでいます。

② 協議体の設置

関係市町が主体となり、生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る協議体を設置しています。

(7) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むために、関係市町が開催する全体の地域ケア会議（地域ケア推進会議）により、地域の共通課題を関係者で共有認識し、課題解決に向け、関係機関との調整、新たな資源開発、さらには施策化することで地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげます。

7 介護保険料の算定

(1) 保険給付費の見込みと介護保険料

サービスの利用見込みに基づく総給付費に特定入所者サービス費等を含めた標準給付費見込額は、平成30年度から平成32年度までの3年間で、約600億円（第1期200億円、第2期290億円、第3期332億円、第4期395億円、第5期510億円、第6期581億円）と推計されます。

これに、地域支援事業費見込額を加え、第1号被保険者負担割合23%を掛け、調整交付金差引負担額、保険料及び利用者負担の減免額を加え、介護給付費準備基金取崩額を差し引くと、第1号被保険者負担必要額は約158億円になります。これを保険料率で調整した第1号被保険者数261,526人で割ると、1人当たりの第1号被保険者の基準保険料月額は、**5,073円**、年額は**60,876円**になります。

また、同様に平成 37 年度の 1 人当たりの第 1 号被保険者の基準保険料を試算すると月額は、7,418 円、年額は 89,019 円になります。

1. 標準給付費及び地域支援事業費

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 年間の合計	平成 37 年度
標準給付費見込額 (A) 表 7-2-1 参照	19,016,062	19,926,786	21,073,385	60,016,233	27,013,252
地域支援事業費見込額 (B) 表 7-2-4 参照	1,186,992	1,235,611	1,287,883	3,710,486	1,477,402
内 介護予防・日常生活支援 総合事業費見込額 (ア)	707,115	755,754	801,126	2,263,995	983,743

2. 第 1 号被保険者負担金額

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 年間の合計	平成 37 年度
総給付費 (C) = (A + B)	20,203,054	21,162,397	22,361,268	63,726,719	28,490,654
第 1 号被保険者負担割合	23%				25%
第 1 号被保険者負担額 (D) = C*23%(25%)	4,646,702	4,867,351	5,143,092	14,657,145	7,122,664

3. その他の経費等及び総費用額

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 年間の合計	平成 37 年度
調整交付金相当額 (E) = (A + ア)*5%	986,159	1,034,127	1,093,726	3,114,012	1,399,850
調整交付金見込交付割合 (ウ)	1.34%	1.57%	1.89%		2.26%
調整交付金見込額 (F) = (A + ア)*ウ	264,291	324,716	413,428	1,002,435	632,732
調整交付金差引負担額 (G) = (E - F)	721,868	709,411	680,298	2,111,577	767,118
財政安定化基金拠出金見込額 (H)				0	0
財政安定化基金償還金 (I)				0	0
介護給付費準備基金取崩額 (J)				973,000	0
財政安定化基金取崩による 交付額 (K)				0	0
市町村特別給付費 (L)	3,693	4,693	5,193	13,579	6,000
保険料収納必要額 (M) = D+G+H+ I -J-K+L				15,809,301	7,895,782
予定保険料収納率	99.30%				99.30%
総費用額 (N) = M/99.30%				15,920,746	7,951,442

4. 補正第 1 号被保険者数

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 年間の合計	平成 37 年度
第 1 号被保険者数	79,705	80,794	81,884	242,383	82,785
所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (O)	86,000	87,176	88,350	261,526	89,323

5. 算定保険料額

(単位：円)

保険料〔年額〕 (P) = N/O				60,876	89,019
保険料〔月額〕 (Q) = P/12 月				5,073	7,418

(2) 所得段階別の保険料年額

第7期介護保険事業計画では、第6期の11段階から12段階へと多段階化すると共に、第1段階及び第2段階に該当するものに対して保険料率を引き下げ、さらに第1段階に該当する者に対しては公費負担による軽減を実施し、保険料負担を被保険者の負担能力に応じた設定としています。所得段階別の保険料年額は次のとおりです。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額	低所得者軽減	
				公費負担	
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	27,300円	公費負担	3,000円
				本人負担	24,300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.65	39,500円		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	45,600円		
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	54,700円		
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1	60,800円		
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	73,000円		
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.3	79,100円		
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.5	91,300円		
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.7	103,400円		
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.8	109,500円		
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.9	115,600円		
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	1.95	118,700円		

※ 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた額

※ 「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額

(3) 介護保険事業費の財源

介護保険事業費の財源は、介護保険法第8章第1節（第121条から第146条）の規定により次のとおり定められています。

事業の区分		国	県	市町村	第1号 保険料	第2号 保険料
標準給付費	介護給付費・ 予防給付費 (施設等を除く)	20.0% + 調整交付金 5.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	介護給付費・ 予防給付費 (施設等)	15.0% + 調整交付金 5.0%	17.5%	12.5%	23.0%	27.0%
地域支援事業費	介護予防・日常生活 支援総合事業費	20.0% + 調整交付金 5.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	包括的支援事業・ 任意事業費	38.5%	19.25%	19.25%	23.0%	

8 減免制度

介護保険料及び利用者負担額には、災害により住宅等に被害を受けた場合や、生計中心者の収入が大幅に減少した場合は、減免制度があります。また、次の要件に該当する方は、利用料が減免されます。

保険料所得段階	減免の対象となる要件	利用者負担額
第1段階	①世帯の年間合計収入が98万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額）以下であること。 ②市町村民税が課税の人に扶養されていないこと。 ③預貯金が350万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額）以下であること。 ④介護保険料を滞納していないこと。	3/4を減免
第2段階		1/2を減免
第3段階		

9 事業計画推進のための方策

(1) 公正・公平な認定調査の推進

新規申請及び要支援者新規申請に対する調査は、広域連合職員が実施し、公正・公平さを確保します。

(2) 保険者機能の強化

保険者として適切なサービス運営を図るため、地域密着型サービス事業者の指定・指導監督及び実地指導・監査を関係市町と調整及び連携を取りながら実施します。

(3) 苦情、相談等への対応

介護保険制度においては、要介護認定結果についての苦情・相談は愛知県介護保険審査会が、介護保険サービスの利用についての苦情・相談は愛知県国民健康保険団体連合会が、それぞれ最終的な窓口となっていますが、身近な窓口である関係市町の介護保険担当、保険者としての広域連合、介護サービス計画を作成した介護支援専門員等が最初の窓口であり、苦情・相談に対して迅速かつ的確に対応する必要があります。介護保険サービスの質の向上を図るため、各窓口での苦情・相談に対するきめ細かな対応と啓発活動を実施していきます。

(4) 関係市町、関係機関等とのネットワークの構築

地域包括ケアシステム推進のため、関係市町、高齢者相談支援センター、NPO、地域住民団体等と連携し、情報の共有、担当者会議などによる意見交換、研修等を行います。特に、在宅医療と介護の連携、認知症対策、高齢者見守り体制等の推進のため、関係機関とのネットワークの構築及び拡充を推進します。

(5) 介護保険事業計画の進行管理

介護保険事業計画の進行管理は、介護保険事業計画推進委員会が行います。また、関係市町において実施する各施策については、実施する関係市町において、それぞれの「主要施策報告書」や「事業評価システム」などを用いて目標設定及び評価を行うこととします。

(6) 介護保険事業計画の見直し

平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画期間中に、平成 33 年度から 3 年間の次期計画となる第 8 期介護保険事業計画を策定します。

第 7 期 知多北部広域連合 介護保険事業計画 【概要版】

〒476-0003

愛知県東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1 (東海市しあわせ村)

電話 (052) 689 - 2261・2262・2263

FAX (052) 689 - 2265

HPアドレス <http://www.chitahokubu.or.jp>